

# 大西病院居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人 回生会が開設する大西病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援する。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また、以下については別紙1のとおりとする。
  - ・前6か月間に事業所が作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
  - ・前6か月間に事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護のサービスごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合
- 4 利用者及び家族からの申し出により、事業所の事業計画を閲覧することができます。
- 5 前各号の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）第13条の具体的取扱方針を遵守する。

## (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人回生会 大西病院居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 旭川市4条通1 1丁目右3号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（兼務を含む）  
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日  
月曜日から金曜日  
ただし、国民の祝日、7月21日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間  
午前9時～午後5時
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

### (指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法・内容は次の通りとする。

- (1) 提供方法

ア 利用者の相談を受ける場所	事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所
イ 使用する課題分析票の種類	MDS-HC方式
ウ サービス担当者会議の開催	事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所
エ 介護支援専門員の居宅訪問頻度	テレビ電話装置等を活用しない場合：最低月1回 テレビ電話装置等を活用する場合：最低2か月に1回
オ モニタリングの結果記録	1か月に1回
- (2) 内容

ア 市（区）町村からの委託を受けて行う訪問調査
イ 居宅サービス計画の作成
ウ 介護にかかわる相談援助、要介護認定の申請手続きの代行
エ サービス事業者との連絡調整、介護保険施設等の紹介
オ その他要介護者等の自立に必要な援助

### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旭川市、東神楽町、鷹栖町、東川町とする。

### (利用料、その他の費用の額)

- 第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者負担は生じない。
- 2 第7条に規程した通常の事業の実施地域を越えて行い指定居宅介護支援に要した交通費については、実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

・通常の事業の実施地域から片道概ね15km未満	500円
・通常の事業の実施地域から片道概ね15km以上	1,000円
  - 3 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果を従業員へ周知徹底すること
- (2) 事業所における虐待防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対する虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、事業所従業員又は養護者（利用者の家族等要介護状態にある者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### (身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為)

第10条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

### (感染症の予防及びまん延の防止の対策)

第11条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果を従業員へ周知徹底すること
  - ・委員会の開催：概ね6か月に1回以上
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
  - ・研修：年1回以上
  - ・訓練：年1回以上
  - ・採用時研修：採用後1か月以内

### (業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」を作成し、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は研修及び訓練の実施
  - ・研修：年1回以上
  - ・訓練：年1回以上
  - ・採用時研修：採用後1月か以内
- (2) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

## (ハラスメント対策)

第13条 事業所は、利用者へより良い介護保険サービスを提供できる環境を確保するとともに職場及び訪問先  
・利用者宅におけるハラスメントを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所内におけるハラスメント防止のための指針を整備し、従業者へ周知徹底を図ること
- (2) 定期的なハラスメント防止のための指針の見直し及び変更
- (3) 定期的な研修の実施：年1回以上(採用時研修：採用後1か月以内)

## (事故発生時の対応)

第14条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

## (苦情処理)

第15条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じる(利用者・家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 別紙2参照)。

## (その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修：採用後1か月以内
  - (2) 継続研修：年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する(個人情報の取り扱いについて 別紙3参照)。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人回生会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。  
平成22年 4月 1日 一部改正実施する。  
平成23年 5月 1日 一部改正実施する。  
平成26年 4月 1日 一部改正実施する。  
平成28年 2月15日 一部改正実施する。  
平成22年11月22日 一部改正実施する。  
平成24年 4月 1日 一部改正実施する。  
平成27年 4月 1日 一部改正実施する。  
令和 3年 4月 1日 一部改正実施する。  
令和 5年11月 1日 一部改正実施する。  
令和 6年 4月 1日 一部改正実施する。

## 個人情報の取り扱いについて

### (1) 個人情報の保護及び秘密保持

- ①利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ②居宅介護支援を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、第三者に洩らすことはありません。また、この秘密保持の義務は契約終了後も継続します。
- ③居宅サービス計画に基づき、居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合や居宅サービス提供事業者等との連絡調整において個人情報を関係者へ提供することが必要な場合は、あらかじめ利用者に対して、情報提供の目的と情報を提供する関係者に関する情報を説明し、書面にて利用者及びその家族の同意を得ます。

### (2) 使用目的

- ①サービス担当者会議（サービス担当者に対する照会を含む）での情報提供・情報共有のため
- ②居宅サービス事業者等との連携を図るため
- ③医療機関、社会福祉法人、他居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- ④主治の医師等の意見を求める必要がある場合や学会、研究会等での事例研究発表のため
- ⑤介護認定審査会・地域包括支援センターへの情報提供、その他サービス提供で必要な場合や緊急を要する際の連絡等のため
- ⑥在宅において行われる学校等の実習のため
- ⑦その家族への状況の説明のため

### (3) 使用条件

- ①個人情報の提供は（2）に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ②個人情報を使用した会議の内容等について記録します。また、利用者やその家族の求めに応じてその内容を開示します。
- ③第三者への提供
  - ・居宅サービス計画の中で利用するサービス事業所への提供
  - ・北海道国民健康保険団体連合会への介護報酬の請求のための提出
  - ・場合によって、利用者やその家族の申し出により、第三者への提供を差し止めることができます。

### (4) 提供の手段又は方法

- ・手渡し、FAX、電話等を用います。